

評価の決定を延長とした場合の手続等に関する申し合わせ

平成 31 年 3 月 18 日理事会決定

令和 3 年 1 月 21 日改正

第 1 条 この申し合わせは、一般財団法人教員養成評価機構（以下「機構」という。）の教職大学院評価基準による教職大学院の認証評価の評価結果について、教職大学院等の認証評価に関する規程（以下「規程」という。）第 17 条第 2 項に基づき評価の決定を延長とした場合の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 評価委員会は、延長とした大学に係る評価結果の決定を、規程第 18 条の 2 に基づき設置された評価結果延長検討部会による報告を受けて審議するものとする。

第 3 条 評価委員会は、評価結果の決定を延長とした大学に対し、その旨を通知するとともに、延長の要因となった評価基準に係る教育活動等の状況について、追加の確認資料等の提出を求めるものとする。

2 前項の資料等の提出期限は、評価結果の決定が延長となった年の 4 月末日とする。

第 4 条 評価結果の決定を延長とした場合、規程第 19 条第 2 項に基づく通知の「I 認証評価結果」に、次の各号の事項を記載するものとする。

- (1) 規程第 17 条第 2 項に基づき評価結果の決定を延長としたこと及びその理由
- (2) 次回の認証評価の時期は、先送りにはならないこと

第 5 条 機構は、評価結果の決定を延長とした場合、特段の事由が生じない限り、当該大学から追加の費用は徴収しないものとする。

第 6 条 この申し合わせの改廃は、評価委員会の議決を経て行う。

附 則

この申し合わせは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申し合わせは、令和 3 年 1 月 21 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。